福知山公立大学学生食堂PILLAR Dining運営業務委託について、公募型プロポーザルにより、事業者を公募する。

令和7年10月17日 公立大学法人福知山公立大学 理事長 川添 信介

1 目的

本プロポーザルは、福知山公立大学の学生に、栄養バランスのとれた魅力ある食事を提供し、学生にとって憩いの場となる学生食堂を設置するため、福知山公立大学学生食堂 PILLAR Diningを運営する事業者を公募型プロポーザルにより募集することにより、専門業者が有するノウハウやアイデアを活用することを目的とする。

2 業務委託概要

(1)業務名

福知山公立大学学生食堂PILLAR Dining運営業務委託

(2)業務内容

仕様書のとおり

(3)委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

(長期継続契約:ただし、毎年度契約内容について協議を行う。)

(4)業務委託費の上限

仕様書のとおり

3 仕様書の交付方法

仕様書については、電子ファイルで交付する。交付を希望する場合は、下記アドレスへメールにて請求すること。特に指定なき場合は、請求メールの返信先アドレスに送信する。

・E-mail: general ■ fukuchiyama.ac.jp ただし、■は@と読み替えること。

- ・タイトル:「仕様書交付希望」
- •本文:貴社名、連絡先(住所/電話番号/担当者名)
- ・請求期限:公告日から令和7年10月29日(水)午後5時まで
- ・土日、祝日を除き、24時間以上経っても返信が無い場合は、以下に問い合わせること。 公立大学法人福知山公立大学 総務・財務課 TEL:0773-24-7100

4 参加資格要件

公募型プロポーザルへ参加できる者は、次の(1)参加資格に掲げる事項をすべて満た すことを必須の要件とする。

(1)参加資格

次のア~キのすべてに該当する事業者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 国及び地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- エ 令和5年4月1日から令和7年5月1日までの間に、食品衛生法(昭和22年法律第 233号)に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- オ 参加希望者の役員等が、福知山市暴力団排除条例(平成24年福知山市条例第17号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- カ 国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- キ 過去3年以内に利用者が約200人以上の学生または社員である食堂運営業務を少なくとも1件以上運営した実績があること。

(2) 提出書類

公募型プロポーザルの参加申込にあたっては、次のア~クに定めるところにより関係書類を作成し、提出するものとする。

- ア 参加申込書【様式1】
- イ 法人等の概要【様式2】及び法人組織がわかる資料(パンフレット等)
- ウ 法人の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(写し可)
- エ 福知山市税の滞納がないことの証明(写し可) ※福知山市への納税がない場合、「所在地の自治体への滞納がないことの証明書」 を提出すること。発行日から3か月以内のもの。
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明(写し可)

※納税証明書「その1 納税額等証明用 項目:消費税及び地方消費税」又は「その3 未納税額のない証明用」又は「その3の3『法人税』及び『消費税及び地方消費税』に ついて未納税額のない証明用」など。発行日から3か月以内のもの。

- カ 過去3年間の貸借対照表及び損益計算書
- キ 過去3年間での食堂運営の実績を示す資料【様式3】
- ク 参加資格にかかる誓約書【様式4】
- ※各様式は福知山公立大学ホームページからダウンロードすること。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 参加申込期限 令和7年11月4日(火)午後1時
- (5) 提出方法 持参又は郵送による。※郵送の場合は参加申込期限内必着。

- (6) 提出先 「13 問い合わせ先」参照
- (7) 参加資格の審査等

本学が、4(1)に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、以下に掲げる 事項を記載した参加資格審査結果通知書を令和7年11月7日(金)に郵送にて発送する。

ア 参加資格を有すると認める者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出 を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及び理由

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 上記「4 参加資格要件」を満たしていないとき。
- (2) 同一の事業者から複数の企画提案書の提出があったとき。
- (3) 提出のあった企画提案書が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書の受付期限までに、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

6 質問と回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質疑書を提出すること。

- (1) 提出書類 質疑書【様式5】
- (2) 提出期限 令和7年10月30日(木)午後5時
- (3) 提出方法 E-mail ※メール送信後、電話にて送付した旨を知らせること。
- (4) 提出先 「13 問い合わせ先」参照
- (5)回答 令和7年11月7日(金)までに参加事業者全員にメールで送信する。 ※受け付けた質問については、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるもの を除き、回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、次のア〜エのとおりとする。なお、アを除き書式は自由とする。 ※提案部分については任意の様式

- ア 企画提案書【様式6】
- イ 管理運営体制を記したもの
 - ・運営姿勢や方針、学生食堂への満足度を高める取組
 - ・調理師等の従業員の配置、雇用
 - ・従業員の教育・研修計画

- ・要望等に対する対応
- ・災害等緊急時の対応
- 安全管理、衛生管理に関する取組
- ・売店で取り扱う商品及び販売形態
- ウ 食事提供の内容を記したもの
 - ・メニューの構成や価格(具体的にイメージできるように1週間分のメニューの写真 を添付)、栄養バランス
 - ・ 混雑時の対応や提供想定時間
 - ・昼休み時間(午後0時~午後1時)以降のメニュー提供計画(メニュー数や提供食数)
 - ・営業時間について
 - ・食材の仕入れ方法
 - ・イベント、ケータリング等の依頼があった場合の対応
- エ その他必要な提案を記したもの
- (2) 提出部数 9部(正1部、副8部)※提出資料の返却は行わない。
- (3) 提出期限 令和7年11月14日(金)午後5時
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。※郵送の場合は提出期限内必着。
- (5) 提出先 「13 問い合わせ先」を参照
- (6) 辞退について 参加申込を行い、企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届 (様式任意)を提出すること。「13 問い合わせ先」を参照
- 8 企画提案の審査、業者の決定及び選定結果通知
- (1) 審査について

企画提案書等の提出書類及び企画提案に関するプレゼンテーションの内容をもとに、本 学が設置する選考委員会が審査し、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として選定 する。

また、プレゼンテーションによる審査を令和7年11月25日(火)午後を予定日として実施する。プレゼンテーションを行う場所、時間等については、対象者に対しE-mail又は電話等を通じて通知・調整を行う。

なお、応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類に基づいて、選考委員会において事前の審査を行い、プレゼンテーション審査参加への選考を行う場合がある。

- (2) 評価項目·評価基準
- ア 管理運営体制 次の項目を評価し、合計40点の範囲で評点化する。
 - ・本学の方針に沿った食堂運営か、利用者の学生食堂への満足度を高めると期待できるか
 - ・学生食堂委託業者として、従業員の適正な配置が行われているか
 - ・安全性、衛生管理面で問題がないか
 - ・売店での取扱商品の充実が期待できるか、販売形態は工夫されているか

- イ 食の提供 次の項目を評価し、合計で40点の範囲で評点化する。
 - ・学生食堂としてふさわしいメニュー構成及び価格、栄養バランスであるか
 - ・学生食堂として素早く食事の提供ができるか(混雑時の対応)
 - ・昼休み時間以降の食事提供計画は妥当なものか、どのように工夫されているか
 - ・安全で安心な食事を提供するため食材の選定や調達をどのように行うのか、工夫されている部分はあるか
 - ・営業時間以外のその他の時間帯について食堂営業を行う提案をした場合、利用者サービスの向上に繋がることから加点対象とする。
- ウ 価格 次の項目を評価し、合計で20点の範囲で評点化する。
 - ・業務委託費上限額に対する業務委託費の提示額の評価はどうか
 - ・学生用価格設定のための補填分の提示額の評価はどうか

9 長期継続契約について

この契約は長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度以後において、 当該契約に係る公立大学法人福知山公立大学の支出予算において減額又は削除があった場合、公立大学法人福知山公立大学は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、公立大学法人福知山公立大学は、受託人に対して事前に通知し、その場合は、双方協議するものとする。

10 審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後、概ね1週間以内に、企画提案書の提出があった参加事業者に対して書面で通知するとともに、受託候補者については本学ホームページにおいて公表する。ただし、審査結果に関する異議の申立ては受け付けない。

11 受託候補者の選定と契約方法等

- (1) 提案の中から最も高い評価点を得た企画提案者を優先交渉権者(受託候補者)とし、本学との間で契約を締結するまでの諸条件(契約金額や業務内容等)について、詳細協議を進めるものとする。なお、評価点が第2位であった企画提案者を次点交渉権者とする。
- (2) 上記(1)の受託候補者との協議を行い、その協議が整った場合には、業務委託 契約書を取り交わすものとする。契約の締結は予算が発効したときとする。なお、受託 候補者との協議が整わない場合には、次点交渉権者との協議を行うことがある。
- (3) 契約を締結する場合において、受託候補者は契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福知山公立大学契約事務規程第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。
- (4) 受託候補者との協議が整わなかったとき、又は、受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定結果を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者とし、(2)(3)と同様に行う。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨

12 プロポーザルに係る費用の負担

本プロポーザルに係る費用については、参加資格の有無及び審査結果にかかわらず、プロポーザル参加者の負担とする。

13 問い合わせ先

公立大学法人福知山公立大学 総務·財務課総務係

〒620-0886 京都府福知山市字堀3370

 $\mathsf{TEL} : 0 \ 7 \ 7 \ 3 - 2 \ 4 - 7 \ 1 \ 0 \ 0 \quad \mathsf{FAX} : 0 \ 7 \ 7 \ 3 - 2 \ 4 - 7 \ 1 \ 7 \ 0$

E-mail: general fukuchiyama.ac.jp

(●を@に置き換えてください。)

14 スケジュール

令和7年10月30日(木) 質疑書提出期限

令和7年11月4日(火) 参加申込書提出期限

令和7年11月7日(金) 参加資格通知、質問回答

令和7年11月14日(金) 企画提案書提出期限

令和7年11月25日(火) 審査会(プレゼンテーション)

令和7年12月上旬 審査結果通知